

## 兵庫県 中小企業の奨学金返済支援制度に対する補助

中小企業の重要な経営課題となっている人材確保を進めるとともに、若年層の県内就職や定着を促進するため、大卒若年層の大きな負担となっている奨学金返済を積極的に支援する中小企業への補助制度を創設する。

### 1 事業概要

従業員の奨学金の返済負担軽減制度を設ける県内中小企業に対し、当該企業の負担額の一部を県が補助する。

- (1) 補助対象 : 本社が県内にある中小企業
- (2) 支援対象者 : 県内中小企業に勤務し、以下の①～⑤の要件を全て満たす者
- ① 正社員である者
  - ② 日本学生支援機構の奨学金を受給し、返済中の者
  - ③ 当該企業就職後3年以内（当該補助申請の年度時点）の者
  - ④ 申請時点で県内事業所に勤務する者
  - ⑤ 30歳未満の者（当該補助申請の年度末時点で29歳以下の者）
- (3) 支援期間 : 支援対象者1人につき最大3年間（就職3年目であれば1年間）
- (4) 補助額等 : ① 支援対象者一人あたりの年間返済額の1/3を補助  
② 補助上限 年6万円  
ただし企業の支援対象者に対する支出額の1/2が6万円を下回る場合はその額  
〔 補助例：年間18万円返済している対象者に企業が12万円支援した場合、県の補助額は6万円。（月あたり5000円補助） 〕  
③ 平成28年度の補助対象額は、平成28年10月1日～平成29年3月31日の返済額とする。

〔 参考：奨学金返済について、個人に支援している自治体はあるが、中小企業とタイアップして支援するのは、県の調べでは全国初 〕

### 2 実施期間

- (1) 平成28年度～平成31年度（地域創生戦略の最終年度）  
(2) ただし平成31年度採択者は最長平成33年度まで補助

### 3 実施機関 (一財) 兵庫県雇用開発協会

### 4 スケジュール

- 平成28年10月 補助要項、PRちらし等作成  
11月 企業向けPR開始  
12月 企業からの申請受付開始

## 5 政令市(神戸市)、中核市(姫路市、尼崎市、西宮市)における対応について

政令市、中核市に所在する事業所については、県と同等の制度を各市が創設する方向で検討・調整中であり、県では実施しない。

なお、企業からの補助申請については、政令市、中核市に所在する事業所分も他の地域と併せて(一財)兵庫県雇用開発協会で一括で受け付ける予定

### 【参考：県支援制度の負担金額の考え方】

(1) 本人の年間返済額の1/3を上限とする。→下表ア

(2) ただし、企業の支出額の1/2または6万円のいずれか低い額を上限とする。→下表イ

(3) なお、いずれの場合も実際に本人が負担しているかどうかは問わない。

本人の 年間返済額	企業から本人への 支援額 (企業が自由に設定)	負 担 額			
		企 業	県 (政令市・中核市)	本 人	
18万円	18万円	12万円	6万円	なし	ア
	12万円	6万円	6万円	6万円	ア
	6万円	3万円	3万円	12万円	イ
20万円	20万円	14万円	6万円	なし	イ
	12万円	6万円	6万円	8万円	イ
12万円	12万円	8万円	4万円	なし	ア
	8万円	4万円	4万円	4万円	ア

担当：兵庫県産業労働部政策労働局しごと支援課 雇用就業班 078-341-7711 内線3717、3765